

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年12月12日	
【会社名】	株式会社ブイキューブ	
【英訳名】	V-cube, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 間下 直晃	
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号	
【電話番号】	03-5768-3111(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大川 成儀	
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号	
【電話番号】	03-5768-3111(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大川 成儀	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,499,951,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,970,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書に係る新株式発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、平成29年12月12日(火)開催の当社取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,970,200	1,499,951,000	749,975,500
一般募集			
計(総発行株式)	2,970,200	1,499,951,000	749,975,500

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、749,975,500円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
505	252.5	100株	平成29年12月28日(木)		平成29年12月28日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先である地域中核企業活性化投資事業有限責任組合との間で募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ブイキューブ 経営企画本部	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 銀座通支店	東京都中央区銀座八丁目9番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,499,951,000	42,000,000	1,457,951,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、登録免許税等、コンサルティング会社(株式会社ドリームインキュベータ)に対するアドバイザー費用、割当予定先に関する調査費用、有価証券届出書その他の書類の作成費用等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

当社グループは、「アジアNo.1のビジュアルコミュニケーションプラットフォーム」を目指して、主に企業・教育機関・官公庁等のお客様に向けて、「クラウド」型を中心としたビジュアルコミュニケーションサービスの提供を行っております。当社グループの提供するビジュアルコミュニケーションサービスは、「いつでも」・「どこでも」・『だれでも』使える、をコンセプトに、ユーザーのPCあるいはスマートフォン、タブレット端末等のモバイル端末から、インターネットを通じて、遠くの相手とお互いの顔を見て資料を共有しながら遠隔会議を行うWeb会議サービス、あるいはオンラインセミナー等に代表される、文字や音声だけでなく、映像も含めたコミュニケーションサービスです。

当社グループの成長戦略は、(1)働き方改革及び(2)教育ICT化・遠隔教育やフィンテック、遠隔医療、自律型ロボット等の分野での社会課題解決という2つのテーマに大別されます。当社グループは、これらの課題をコミュニケーションの分野で解決するインフラとして支えていくべく、取り組んでおります。このうち、(2)の社会課題解決は長期のテーマであります。また、(1)の働き方改革は日本での本格始動という追い風を捉え、短期のテーマとして機動的にリソースを集中投下するため、資金調達の検討を行う必要があると判断しました。

当社グループでは、本年度は、過去に買収した企業のバリューアップや固定費の削減を中心とした構造改革のステージと位置づけ取り組んでおり、来年度からは成長のための取組みを本格化させる予定であります。そのためには当社のWeb会議サービスであり現在稼働している「V-CUBEミーティング4」から新バージョン「V-CUBEミーティング5」への移行、本年8月1日に発表した新商品「テレキューブ」、主力サービスである「V-CUBEミーティング」や「V-CUBEセミナー」に対し、品質の向上やユーザーニーズ反映のため、新技術の導入、機能拡張等の不断のソフトウェア開発投資を継続的に行う必要があり、そのための資金調達が必要と考えております。

また、売上拡大に伴って必要な仕入原価や、営業、管理体制強化のための人件費及び当社サービスの宣伝・販促に係る販売費等の運転資金を確保するとともに、平成27年に買収したシンガポールのWizlearn Technologies Pte. Ltd.(以下、「Wizlearn」といいます。)及びアイスタディ株式会社(以下、「アイスタディ」といいます。)の買収資金に充当するために金融機関より借り入れた借入金を返済し、当社の中期的な成長戦略を下支えする安定した財務基盤を確立することは、当社の財務戦略上、極めて重要な課題であると認識しており、そのための資金調達が必要と考えております。

よって、本資金調達で調達する差引手取概算額1,457,951千円については、これらに充当することとし、具体的な使途は、以下のとおりといたします。

(本株式の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
ソフトウェア開発費用	1,000,000	平成30年1月～平成31年9月
借入金返済	226,900	平成30年1月～平成30年12月
運転資金	231,051	平成30年1月～平成30年12月

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行普通預金口座にて管理することとしています。

（平成28年3月30日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況）

当社が、平成28年3月30日開催の取締役会にて決議した第15回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る同日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況等については、以下のとおりです。

（第15回新株予約権の資金充当状況（平成29年12月12日現在））

（単位：百万円）

具体的な使途	充当予定額	充当額	充当予定時期
将来の新技术や新機能へのソフトウェア開発投資	1,000	526	平成28年4月～平成29年12月
成長投資のための買収資金確保	2,000	0	平成28年7月～平成30年12月
運転資金	1,494	0	平成28年4月～平成30年12月

当初の資金使途である「将来の新技术や新機能へのソフトウェア開発投資」には、当初の支出予定時期である平成28年4月から平成29年12月までに526百万円を充当しております。なお、当社の株価は行使条件となる株価を下回る状況が続いており、残りの充当予定額を調達できない状況となっております。かかる状況の下、具体的な使途のうち「将来の新技术や新機能へのソフトウェア開発投資」については充当予定額から充当額を差し引いた全額を借入金で充当しており、「運転資金」については平成28年4月から平成29年12月までの期間における必要額の全額を借入金で充当しています。「成長投資のための買収資金確保」については資金が調達できていないため、買収資金は確保できておらず、本新株予約権による資金調達を断念いたします。また、本届出書提出日現在において、他の資金調達方法による「成長投資のための買収資金確保」を目的とした資金調達の予定はありません。第15回新株予約権の行使期限は平成30年4月に到来しますが、本株式の発行にあたり、既に発行している第15回新株予約権（行使価額条件付）について、平成29年12月12日開催の取締役会において、平成29年12月28日に当該時点において残存する新株予約権の全てを取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却することを決議いたしました。

（平成29年9月6日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況）

当社が、平成29年9月6日開催の取締役会にて決議した第三者割当による新株式発行に係る同日提出の有価証券届出書による資金調達の充当状況等については、以下のとおりです。

（第三者割当による新株式の資金充当状況（平成29年12月12日現在））

（単位：百万円）

具体的な使途	充当予定額	充当額	充当予定時期
ソフトウェア開発費用	986	123	平成29年10月～平成31年9月

当初の資金使途である「ソフトウェア開発費用」には、平成29年9月22日付で調達した986百万円のうち、本有価証券届出書提出日現在、123百万円を充当し、残りの調達資金については当社銀行普通預金口座にて管理しておりますが、本第三者割当増資で調達するソフトウェア開発費用1,000百万円と合わせて今後2年間で必要な開発費用に充当していく予定です。

ソフトウェア開発費用

当社グループの提供するビジュアルコミュニケーションサービスには、インターネットを通じて、会議の参加者同士が、お互いの顔を見ながら資料を共有し、双方向のコミュニケーションを取ることのできるWeb会議サービスやオンラインセミナー等のサービスがあります。

サービスの基本となっているソフトウェア開発は、新機能の企画、開発、プログラミング、提供中のサービスへの組み込みという流れで行われます。具体的には、Web会議サービス「V-CUBEミーティング」のバージョン4からバージョン5への移行に伴い、音質・画質の向上や旧バージョンで実現されていた機能を新バージョンでも実現するための開発を進めております。新商品「テレキューブ」は、Web会議サービスを搭載したコミュニケーション場所を確保するためのブースですが、まだ市場に出て間もないため、普及にあたっては、設置場所や顧客のニーズに対応した追加の機能開発が必要と考えています。また、主力サービスである「V-CUBEミーティング」や、オンラインセミナーサービスである「V-CUBEセミナー」のいずれも、モバイル端末に対応するための追加機能の開発に加え、顧客側の様々なデバイスやOSで安定したサービス提供を実現するための開発や、品質や使いやすさを向上していくための継続的な開発を行っております。当社グループでは、以上のようなソフトウェア開発を継続して行っていくことが、当社の成長と企業価値の向上には欠かせないものであると認識しており、そのための資金調達を行って、ソフトウェア開発費用を行う

ための費用として社内の技術開発部門の人件費及び社外の開発委託会社への外注費に1,000,000千円を充当いたします。

なお、当社は当該ソフトウェア開発にあたり、平成29年9月6日に提出した有価証券届出書の「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」で記載したとおり、今後2年間で必要な額として約2,000百万円を見込み、そのうちの986百万円を同有価証券届出書の提出による調達金額を充当し、不足額の約1,000百万円を借入金により充当することとしておりました。

しかし、上記の平成29年9月6日に提出した有価証券届出書による資金調達は、予定どおり平成29年9月22日付で986百万円の調達が完了したものの、前記のWizlearn及びアイスタディ買収資金や、平成28年3月30日に提出した有価証券届出書による資金調達で調達できず、運転資金のために借入れを行ったことによる借入金の増加とそれに伴う自己資本比率の低下に加え、平成28年連結会計年度に一部の借入金契約に付された財務制限条項に抵触し、取引金融機関と協議により期限の利益喪失を回避したことや、平成29年11月14日付で平成29年12月期業績予想の下方修正を行ったことにより金融機関からの借入れ条件が悪化する懸念等を考慮すると、これ以上借入金への依存度を高めることは、当社の経営上望ましいものではないとの判断にいたりました。しかし、不足額の1,000百万円の資金調達を行わないことは、当社グループの将来の成長に欠かせないソフトウェア開発が予定通り進まないことに繋がりますので、現時点で、借入金に依存しない形での追加の資金調達が必要であるとの判断にいたりました。

したがって、本第三者割当増資により調達した資金のうち1,000,000千円については、平成29年9月6日に提出した有価証券届出書において、借入金により「ソフトウェア開発費用」の充当することとしていた金額に代えて充当していく予定です。

借入金返済

当社の借入金残高は、Wizlearn及びアイスタディの買収資金に充当するために金融機関より借り入れた借入金等もあって、平成29年9月30日現在、連結ベースで5,314百万円と、3年前の平成26年12月末残高805百万円から大きく増加しました。またこれに伴い、財務の健全性を示す自己資本比率も平成26年12月末65.5%から平成29年9月末29.8%と低下しました。さらに、上記のとおり、借入金の一部には、財務制限条項が付されたものがあり、平成28年連結会計年度において、営業利益の低下が原因で、そのうちの一つである有利子負債キャッシュフロー倍率の条項に抵触いたしました。これらのことから、当社としては、このような状況を解消すべく、借入金の返済に充当することし、上記のWizlearn及びアイスタディの買収資金に充当するために金融機関より借り入れた借入金について、平成30年度における約定返済予定額は、226,900千円となっていることから、今回の調達資金の一部をこれに充当する予定です。

運転資金

ソフトウェア開発と借入金返済に充当した残りの231,051千円については、支出予定時期における運転資金の一部に充当していく予定です。運転資金の主たる内訳は、売上拡大に伴って発生する仕入原価、営業及び管理体制の強化のための人件費、当社サービスの宣伝、販促に係る販売費等であります。

なお、平成28年3月30日提出の届出書における資金使途には「運転資金」として1,494百万円を充当する予定としておりましたが、「(平成28年3月30日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況)」に記載の通り、当社の株価は行使条件となる株価を下回る状況が続いており、残りの充当予定額を調達できない状況となっているため、平成28年4月から平成29年12月までの期間における必要額的全額を借入金で充当しております。このため、平成29年12月12日開催の取締役会において、当該新株予約権の取得及び消却をすることを決議し、残りの充当予定額の調達を行うことを断念し、今回の調達資金の一部を充当することとしました。

(本資金調達方法を選択した理由)

今回の資金調達にあたっては、資金調達方法について下記「(他の資金調達方法との比較)」に記載の手法を検討いたしました。その結果、新株式発行によって、一時的に既存株主の希薄化を招くデメリットがありますが、日本における働き方改革やテレワークへの関心の高まりを捉え、テレワークを支える当社のビジュアルコミュニケーションサービスの基盤であるソフトウェアの開発に要する資金を迅速かつ確実に調達できるメリットがあり、同時に資本の充実を図るといった当社の方針に合致するものであったことから、本資金調達方法が本届出書提出日現在において最適であると判断いたしました。

(他の資金調達方法との比較)

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、以下に記載されている手法を検討した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、本届出書提出日現在においては、当社として最適な資金調達方法であると判断いたしました。

公募増資及び株主割当による新株式発行は、本第三者割当増資と同様に資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が希望する十分な資金調達ができるかが不透明です。そのため、日本における働き方改革の本格始動という追い風を適時に捉えるために当社が必要とする資金を迅速かつ確実に調達する手法としては適切ではないと判断いたしました。

ライツ・イシューを含む新株予約権の発行に関しましては、発行時点におけるまとまった資金調達ができず、また、当社の株価水準によっては行使が行われないため、資金調達が困難となる可能性があります。そのため、と同様に今回の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。

国内外の金融機関からの借入については、当社の財務状況に鑑みると調達に不確実性が残るうえ、また、実現したとしても財務健全性の低下が見込まれることから、当社の方針に合致するものではありませんでした。

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関しましては、資金調達が可能となる一方で負債が大きくなり、財務健全性の低下につながると考えられます。

普通社債の発行に関しましては、ある程度まとまった資金の調達ができるものの、借入金による資金調達と同様、財務の健全性の低下が見込まれることから、不適切であると判断いたしました。

新株予約権(行使価額条項付新株予約権付社債)の発行に関しましては、平成28年3月30日に提出した有価証券届出書による資金調達が期待する結果が得られなかったように、当社の株価水準によっては行使が行われない等、十分な資金を確実に調達する手法としては、不適切であると判断いたしました。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

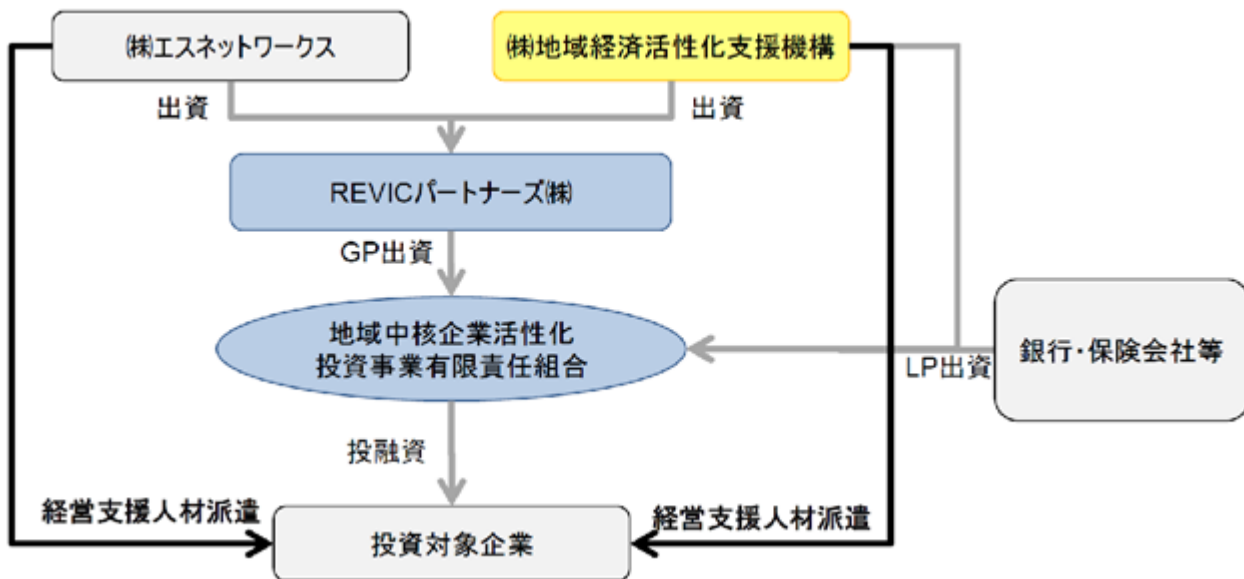
1【割当予定先の状況】

a. 割当予定 先の概要	名称	地域中核企業活性化投資事業有限責任組合		
	所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号		
	国内の主たる事務所の責任者の 氏名及び連絡先	該当事項はありません。		
	組成目的	地域の中堅企業等を核とした戦略産業育成のために地域の核となる企業 の早期経営改善等を資金及び人材の両面から支援すること。		
	出資の総額	290.5億円		
	主たる出資者及び出資比率	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社福岡銀行 株式会社りそな銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社東邦銀行 株式会社足利銀行 株式会社常陽銀行 株式会社千葉銀行 株式会社横浜銀行 株式会社第四銀行 株式会社静岡銀行 株式会社十六銀行 株式会社紀陽銀行 株式会社中国銀行 株式会社北洋銀行 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 住友生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 株式会社地域経済活性化支援機構 REVICパートナーズ株式会社 なお、出資比率については非開示とされており、当社では把握できな かったため、記載していません。		
	業務執行組合員又はこれに類す る者	名称	REVICパートナーズ株式会社	
		本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	
		国内の主たる事務所の責 任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
		代表者の役職及び氏名	代表取締役	中桐 悟
資本金の額		50百万円		
事業内容		地域中核企業活性化投資事業有限責任組合 の運営		
主たる出資者及び出資比 率		株式会社地域経済活性化支援機構 株式会社エスネットワークス なお、出資比率については非開示とされて おり、当社では把握できなかったため、記 載していません。		

b. 提出者と 割当予定 先との関 係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c. 提出者と 業務執行 組合員と の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 1. 「a. 割当予定先の概要」欄、「b. 提出者と割当予定先との関係」欄及び「c. 提出者と業務執行組合員との関係」欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

2. 割当予定先の概要図は、以下の通りです。



d. 割当予定先の選定理由

本資金調達にあたっては、「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途の(本資金調達方法を選択した理由)及び(他の資金調達方法との比較)」で記載したとおり、資金調達方法について検討した結果、借入金による資金は、当社の財務状況に鑑みると調達に不確実性が残るうえ、また、実現したとしても財務健全性の低下が見込まれ、当社の経営上望ましいものではない一方で、新株式の発行による第三者割当増資による資金調達は、当社の将来の成長のための新商品・サービスの開発に係る資金を迅速かつ確実に調達できるメリットがあり、同時に資本の充実を図るといった当社の方針に合致することから、新株式の発行による第三者割当増資による資金調達が、現時点では最適な資金調達の方法であると判断しました。

こうした状況の中で、当社がかねてより経営戦略に合致するファイナンスについて相談や情報収集を行っていたコンサルティング会社である株式会社ドリームインキュベータ(住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番6号、代表者:代表取締役社長 山川隆義)に相談をしながら検討をした結果、地域中核企業活性化投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」といいます。)の紹介を受け、同組合と面談を行い、割当予定先にて当社株式の引き受けを行う意向を表明していただきました。割当予定先は、潜在的な競争力(有用な経営資源)がある一方、業績改善もしくは事業構造改革を行う意欲または成長意欲を有する国内企業を主たる対象事業者とした投資ファンドであります。その後、割当予定先との間で協議、交渉を重ねてまいりましたが、当社の経営方針や今後の事業戦略並びに企業価値向上に向けた取り組みについて理解が得られたこと、財務体質の安定に加え、資本の充実を図るという当社の方針に合致した新株発行による資金調達が受け入れられたことに加え、割当予定先の有する企業の早期経営改善についてのノウハウが、当社の経営の発展と企業価値の向上に寄与するものと考え、新株式による第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

なお、本第三者割当増資の引受けに伴い、当社と割当予定先は、平成29年12月12日付で資本・業務提携契約(以下、「本契約」といいます。)を締結いたしました。

本契約の概要は以下のとおりです。

(1) 資本・業務提携の目的

本契約は、当社の割当予定先に対する第三者割当増資を通じて当社の経営をより発展させ、もって当社の企業価値を向上させることを目的とします。

(2) 資本提携の内容

本契約により、当社は割当予定先に対し普通株式2,970,200株を割り当て、割当予定先は払込金額総額1,499,951,000円にてこれを全て引き受けます。

(3) 業務提携の内容

割当予定先は、これまでの投資先支援で培われたノウハウを生かし、当社の業績改善に努めるものとします。また、割当予定先の有限責任組員である金融機関との連携強化により、当社が提供するビジュアルコミュニケーションサービスの提供機会の拡大を図ります。加えて、後述「(5) 経営支援人材の派遣」に記載のとおり、当社は経営支援人材を受入れ、経営改善計画、成長戦略を実施していくための具体的な施策の立案と実行の強化をしていく予定です。

(4) 役員等の受入れ

当社は、本契約において、割当予定先が当社の取締役1名及び監査役1名を指名することができる旨の合意をしております。加えて、当社は、本契約において、割当予定先がオブザーバー2名を指名することができる旨の合意をしております。当該オブザーバーは、議決権は有しないものの、当社の取締役会その他の経営上重要な会議に出席し、その意見を述べるることができるものとされています。

(5) 経営支援人材の派遣

(4)に記載の役員等の受入れに加え、当社は、割当予定先の業務執行組員であるREVICパートナーズ株式会社(以下、「REVICパートナーズ」といいます。)の親会社である株式会社地域経済活性化支援機構(以下、「REVIC」といいます。)またはREVICと共同でREVICパートナーズに出資をしているコンサルティング会社、株式会社エスネットワークスに所属する経営支援人材2名又は3名の当社への常駐を受入れます。

e . 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 2,970,200株

f . 株券等の保有方針

当社と割当予定先との協議において、割当予定先は、中長期的に投資有価証券を保有することを予定しており、また、売却に際しては株式会社東京証券取引所の定める譲渡の報告等のルールその他法令規則を遵守することを口頭にて確認しております。

また、当社は、割当予定先から、割当日より2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を取得する予定であります。

g . 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、出資者からの出資によって得られたファンド金額によって本株式に係る払込みに要する資金1,499,951,000円の確保ができる旨、口頭で説明を受けております。なお、当社としても、割当予定先の業務執行組員であるREVICパートナーズの親会社であり割当予定先の出資者であるREVICのホームページ等の公表資料(地域経済活性化支援機構法第32条に基づく公表等)を確認した結果、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」に記載のとおり、割当予定先は、REVIC及びREVICパートナーズからの出資に加え、メガバンクを含む国内の主要な金融機関等からの出資により、本届出書提出日現在29,050百万円のファンド金額規模を有していることを確認し、払込みに支障はないものと判断しております。

h . 割当予定先の実態

割当予定先及びその役員並びに出資者、また、割当予定先の業務執行組員であるREVICパートナーズ及びその役員並びに出資者(以下「割当予定先等」といいます。)が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下、「暴力団等」といいます。)である事実、暴力団等が割当予定先等の経営に関与している事実、割当予定先等が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実の有無について、第三者機関であるリアル・レピュテーション・リサーチ株式会社(東京都港区麻布十番一丁目2番3号 代表取締役:水田旭)に調査を依頼し、受領した報告書にて確認しております。当該報告書においては、調査方法から調査結果に至るまでの過程についても記載しており、当社は、当該報告書が信頼に足るものと判断しております。

なお、割当予定先の出資者が上場企業もしくはその親会社为上場企業である場合には、上記の第三者機関への調査依頼に代えて、当社は、各社が東京証券取引所へ提出した直近の「コーポレートガバナンスに関する報告書」に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、割当予定先等が反社会的勢力との関係を有していないものと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格に関しましては、割当予定先との協議により、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成29年12月11日）までの株式会社東京証券取引所市場第一部における当社株式の1ヶ月間（平成29年11月13日から平成29年12月11日まで）における終値の単純平均値である555円（円未満切捨て）から9%ディスカウントした505円（円未満切捨て）とすることといたしました。

本第三者割当増資の発行価格の算定方法につきまして、取締役会決議日の直前営業日までの直近1ヶ月の終値の単純平均値を採用した理由としましては、当社株式は、株価の変動が短期的に大きくなること（例えば、平成29年12月期第3四半期決算発表後の最初の取引日である平成29年11月15日の終値である538円は、その直前の平成29年10月16日から平成29年11月14日の1ヶ月間における終値の単純平均値である622円（円未満切捨て）に対して約13.5%下落しております）が認められることから、一時点の株価ではなく、一定期間の平均株価という準化された値を採用することを検討いたしました。そして、取締役会決議日の直前営業日までの直近1ヶ月の終値の単純平均値であれば、恣意性や特殊要因による短期的な株価の変動を排除することが期待でき、また、平成29年11月14日付の平成29年12月期第3四半期決算短信及び同日付の業績予想の修正後の客観的な市場取引によって形成された株価として当社の実態をより適正に表していると考え、算定根拠として合理的であると判断し、割当予定先と協議の上、決定しました。また、ディスカウント率については、当社と割当予定先との提携により、当社の企業価値の向上が見込まれているものの、割当予定先が本新株式について中長期的に保有することを見込んでいることに伴う当社業績や事業環境変化等による価格下落リスクや直近の当社株式の市場株価の推移等を総合的に勘案し、両社で協議の上、決定しました。

なお、当該発行価格は、本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日（平成29年12月11日）の終値528円に対し4.36%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間（平成29年9月12日から平成29年12月11日まで）における終値の単純平均値602円（円未満切捨て）に対し16.11%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの6ヶ月間（平成29年6月12日から平成29年12月11日まで）における終値の単純平均値601円（円未満切捨て）に対し15.97%のディスカウントとなっております。

当社は、当該発行価格については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されたものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、当該発行価格は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、上記指針に準拠して算定されていることから、特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する当社普通株式の数は2,970,200株（議決権数29,702個）であり、取締役会決議日（平成29年12月12日）における発行済株式数21,092,000株（議決権数210,889個）による希薄化率は14.08%（議決権ベースの希薄化率は14.08%）に相当いたします。但し、当社は、平成29年9月22日にも第三者割当増資により当社普通株式1,710,000株（議決権数17,100個）を発行しており、これと本第三者割当増資により発行する株式数2,970,200株（議決権数29,702個）を合算した株式数は4,680,200株（議決権数46,802個）になり、この場合の希薄化率は、平成29年9月22日の第三者割当増資の直前営業日における発行済株式数19,381,600株（議決権数193,785個）に対し、24.15%（議決権ベースの希薄化率は24.15%）に相当いたします。

本第三者割当増資により、株式の希薄化が生じることにはなりますが、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、割当予定先からは中長期的に投資有価証券を保有する予定であり、当該株式の保有及び売却については実務上対応可能な限り市場及び当社の財務上等に配慮して実施する方針であるとの説明を受けておりますので、流通市場への影響は少ないものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
間下 直晃	シンガポール共和国スコツ ロード	4,368,800	20.72	4,368,800	18.16
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,386,200	16.06	3,386,200	14.07
地域中核企業活性化投資事 業有限責任組合	東京都千代田区大手町1丁目6- 1	-	-	2,970,200	12.35
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,141,000	5.41	1,141,000	4.74
トミーコンサルティングイ ンク	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-2	680,000	3.22	680,000	2.83
エムスリー株式会社	東京都港区赤坂1丁目11-44	363,600	1.72	363,600	1.51
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14-1	320,200	1.52	320,200	1.33
高田 雅也	東京都目黒区	300,000	1.42	300,000	1.25
岩本 良太	広島県福山市	247,000	1.17	247,000	1.03
株式会社ミライト	東京都江東区豊洲5丁目6-36	240,000	1.14	240,000	1.00
計		11,046,800	52.38	14,017,000	58.26

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年6月30日現在の株主名簿を基に、平成29年9月6日に提出した有価証券届出書による第三者割当増資にて発行した株式1,710,000株を日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)にて保管しているものとして作成しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年12月12日現在の総議決権数210,889個に、割当予定先に割り当てる予定の本株式2,970,200株に係る議決権数29,702個を加えて算出しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)平成29年3月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第18期第1四半期(自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)平成29年5月12日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第18期第2四半期(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)平成29年8月10日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第18期第3四半期(自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)平成29年11月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成29年12月12日)までに、

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年3月31日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成29年8月10日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成29年11月14日に関東財務局長に提出
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び同第19条第2項第7号の3の規定に基づく臨時報告書を平成29年11月24日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく訂正報告書(上記3(3)の臨時報告書の訂正報告書)を平成29年11月15日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(平成29年12月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(平成29年12月12日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ブイキューブ 本店
(東京都目黒区上目黒二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。